

( 付属资料 )

## アンケート調査結果（一部抜粋）

表中の単位は特に何も無い場合「%」です。  
 「全体」は旧2市2町の平均ですが、四捨五入の関係で表記に誤差が生じることがあります。  
 また、合計が100%にならないことがあります。  
 表中、「MA」は複数回答の設問、「SA」は単数回答の設問であることを意味します。

### 就学前児童

#### 年齢（平成15年4月1日基準）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
10歳	13.8	15.9	15.3	12.4	14.3
21歳	17.8	19.4	14.5	13.3	16.2
32歳	17.3	15.9	15.3	15.5	16.0
43歳	17.3	13.8	15.3	20.4	16.7
54歳	17.6	15.1	13.8	19.9	16.6
65歳	15.7	15.9	13.5	18.6	15.9
76歳	0.5	0.0	4.4	0.0	1.2
不明・無回答 等	0.0	3.9	8.0	0.0	3.0
サンプル数（% <sup>^</sup> -ス）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
【回答者数・世帯数】	427人	232人	275人	226人	

162世帯

#### 同居人（MA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 母親	97.2	98.3	98.2	97.5	97.8
2 父親	90.2	92.2	92.4	89.5	91.1
3 兄弟姉妹	65.6	80.2	62.9	—	69.6
4 祖母	14.1	21.6	35.3	30.9	25.5
5 祖父	11.0	16.4	28.8	24.1	20.1
6 その他	4.2	8.2	11.8	14.2	9.6
不明・無回答	1.4	1.3	0.6	0.6	1.0
サンプル数（% <sup>^</sup> -ス）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### 主な世話人（SA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 主に母親	95.1	93.1	95.9	95.7	95.0
2 主に父親	0.9	0.9	0.0	0.6	0.6
3 主に祖父母	1.9	5.2	2.9	3.1	3.3
4 その他	1.2	0.4	0.0	0.6	0.6
不明・無回答	0.9	0.4	1.2	0.0	0.6
サンプル数（% <sup>^</sup> -ス）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### 利用希望（SA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 利用したい	64.4	56.5	67.1	71.7	64.9
2 利用希望はない	34.7	43.5	30.6	28.3	34.3
不明・無回答	0.9	0.0	2.4	0.0	0.8
サンプル数（% <sup>^</sup> -ス）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 主な希望サービス (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 保育所	73.1	61.1	78.1	80.8	73.3
2 幼稚園	20.0	28.2	18.4	7.2	18.4
3 事業所内保育施設	2.9	3.8	1.8	4.8	3.3
4 認可外保育施設	1.1	0.0	0.9	4.2	1.5
5 ベビーシッター・家政婦	0.0	1.5	0.0	0.0	0.4
6 家庭福祉員（保育ママ）	0.7	0.8	0.0	0.0	0.4
7 ファミリーサポートセンター	0.0	0.0	0.0	0.6	0.1
8 その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	2.2	4.6	0.9	2.4	2.5
サンプル数（% <sup>+</sup> -入）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 預けたい理由 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 現在、就労している	60.4	58.8	54.4	57.9	57.9
2 そのうち就労したいと考えている	19.3	16.0	21.9	13.2	17.6
3 就労予定がある・休職中である	6.2	4.6	11.4	10.7	8.2
4 就労していないが、子どもを預けたい	8.7	11.5	5.3	5.8	7.8
5 家族や親族などを介護しないと いけない	1.1	1.5	1.8	0.0	1.1
6 病気や障害を持っている	0.4	0.0	0.9	0.8	0.5
7 学生である・就学したい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8 その他	3.3	5.3	2.6	6.6	4.5
不明・無回答	0.7	2.3	1.8	5.0	2.5
サンプル数（% <sup>+</sup> -入）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 土曜日の保育利用希望 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 ほぼ毎週利用したい	22.0	24.1	22.4	17.9	21.6
2 月1～2回利用したい	15.2	15.5	18.2	23.5	18.1
3 利用希望はない	52.9	53.4	59.4	57.4	55.8
不明・無回答	9.8	6.9	0.0	1.2	4.5
サンプル数（% <sup>+</sup> -入）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 日曜日の保育利用希望 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 ほぼ毎週利用したい	2.1	3.4	4.1	1.2	2.7
2 月1～2回利用したい	16.4	12.9	12.4	10.5	13.1
3 利用希望はない	67.4	74.1	83.5	87.7	78.2
不明・無回答	14.1	9.5	0.0	0.6	6.1
サンプル数（% <sup>+</sup> -入）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子どもが病気時保育所等休まなければならなかったことがあったか(過去1年) (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 あった	90.2	85.1	83.9	93.3	88.1
2 なかった	6.9	10.4	11.6	6.7	8.9
不明・無回答	2.9	4.5	4.5	0.0	3.0
サンプル数（% <sup>+</sup> -入）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

緊急の用事で、日中面倒をみれなくなったことがあったか(過去1年) (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 あった	53.4	55.6	52.4	53.7	53.8
2 なかった	46.1	44.4	47.6	43.2	45.3
不明・無回答	0.5	0.0	0.0	3.1	0.9
サンプル数 (% <sup>^</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

保護者の用事などで、泊りがけで家族以外に預けなければならないことがあったか(過去1年) (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 あった	23.9	21.1	20.0	18.5	20.9
2 なかった	75.9	78.9	80.0	81.5	79.1
不明・無回答	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
サンプル数 (% <sup>^</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

現在通っている施設 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 保育所(園)	40.5	36.2	48.8	69.1	48.7
2 通っていない	32.1	37.9	28.2	13.6	28.0
3 幼稚園	22.2	22.8	20.0	8.6	18.4
4 認可外保育施設(企業内保育施設を含む)	2.1	1.7	0.0	6.2	2.5
5 その他	1.6	1.7	1.2	0.0	1.1
不明・無回答	1.6	0.4	1.8	2.5	1.6
サンプル数 (% <sup>^</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 現在の気持ちや体の調子 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 心身とも快調	62.3	63.4	58.8	62.3	61.7
2 体の調子は良いが、精神的に不調	13.3	12.1	14.1	9.3	12.2
3 精神的には良いが、体が不調	6.8	6.9	5.3	5.6	6.2
4 心身とも不調	5.4	4.3	4.7	4.9	4.8
5 なんとも言えない	10.1	12.5	14.7	10.5	12.0
不明・無回答	2.1	0.9	2.4	7.4	3.2
サンプル数 (% <sup>^</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 現在の気持ちや体の調子 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 心身とも快調	68.1	63.8	68.8	68.5	67.3
2 体の調子は良いが、精神的に不調	4.4	3.0	4.7	5.6	4.4
3 精神的には良いが、体が不調	5.4	9.1	1.8	4.3	5.2
4 心身とも不調	3.7	5.6	1.8	0.6	2.9
5 なんとも言えない	9.4	10.8	13.5	10.5	11.1
不明・無回答	8.9	7.8	9.4	10.5	9.2
サンプル数 (% <sup>^</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 虐待しているのではないかと思うこと (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	19.7	22.0	21.2	13.0	19.0
2 いいえ	62.8	65.9	62.9	68.5	65.0
3 なんとも言えない	15.5	11.2	12.4	14.2	13.3
不明・無回答	2.1	0.9	3.5	4.3	2.7
サンプル数 (% <sup>レ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 (虐待しているのではないかと思う人) それほどのようなことか (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 感情的な言葉	70.2	80.4	75.0	66.7	73.1
2 たたくなど	38.1	23.5	44.4	33.3	34.8
3 しつけのし過ぎ	17.9	7.8	13.9	14.3	13.5
4 食事を長時間与えないなどの制限や放置	1.2	0.0	0.0	0.0	0.3
5 その他	2.4	2.0	5.6	0.0	2.5
不明・無回答	1.2	2.0	2.8	0.0	1.5
サンプル数 (% <sup>レ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 虐待しているのではないかと思うこと (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	4.9	4.7	5.3	4.3	4.8
2 いいえ	78.7	80.2	75.9	74.1	77.2
3 なんとも言えない	6.1	7.3	9.4	9.9	8.2
不明・無回答	10.3	7.8	9.4	11.7	9.8
サンプル数 (% <sup>レ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 (虐待しているのではないかと思う人) それほどのようなことか (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 感情的な言葉	47.6	72.7	88.9	71.4	70.2
2 たたくなど	47.6	9.1	44.4	14.3	28.9
3 しつけのし過ぎ	19.0	18.2	11.1	0.0	12.1
4 食事を長時間与えないなどの制限や放置	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5 その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	4.8	0.0	0.0	14.3	4.8
サンプル数 (% <sup>レ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 食事について心配なこと (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 特にない	41.5	41.8	30.6	36.4	37.6
2 落ち着いて食べない(遊びながら食べる)	28.1	30.2	40.6	42.0	35.2
3 好き嫌いが多い	20.4	26.3	22.4	22.2	22.8
4 むら食い	20.4	20.3	23.5	21.6	21.5
5 小食である	15.5	15.1	15.9	13.6	15.0
6 その他	4.2	8.6	7.1	4.3	6.1
不明・無回答	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
サンプル数(% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 朝食のとり方 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 毎日食べる	82.7	86.2	87.6	94.4	87.7
2 週に1~2回ぬく	10.5	5.6	6.5	3.7	6.6
3 週に3~4回ぬく	1.6	1.7	0.6	0.0	1.0
4 週に1~2回しか食べない	1.4	3.9	2.4	0.6	2.1
5 ほとんど食べない	3.0	2.6	2.4	1.2	2.3
不明・無回答	0.7	0.0	0.6	0.0	0.3
サンプル数(% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### かかりつけ医師の有無 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	93.2	87.5	91.8	88.3	90.2
2 いいえ	3.0	4.3	1.8	1.9	2.8
3 なんとも言えない	3.5	8.2	6.5	9.9	7.0
不明・無回答	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
サンプル数(% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず、困ったことがあるか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 困ったことがある	30.7	29.3	31.8	34.6	31.6
2 困ったことはない	68.4	70.3	68.2	65.4	68.1
不明・無回答	0.9	0.4	0.0	0.0	0.3
サンプル数(% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子育てに関する不安感や負担感 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 非常に不安や負担を感じる	7.0	6.0	6.5	3.7	5.8
2 なんとなく不安や負担を感じる	41.0	42.2	44.1	45.7	43.3
3 あまり不安や負担などは感じない	35.4	34.1	32.4	36.4	34.6
4 全く感じない	3.5	3.0	4.7	3.7	3.7
5 なんともいえない	12.2	14.7	12.4	10.5	12.5
不明・無回答	0.9	0.0	0.0	0.0	0.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子育てに関して、日常悩んでいることまたは気になること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子どもを叱りすぎているような気がする	42.2	37.5	32.9	35.8	37.1
2 食事や栄養に関する	34.0	31.5	37.1	35.2	34.5
3 病気や発育・発達に関する	28.6	36.2	41.2	25.9	33.0
4 仕事や自分のやりたいことが十分できない	35.8	33.2	32.9	28.4	32.6
5 子どもの教育に関する	30.2	28.9	34.1	24.7	29.5
6 子どもとの時間を十分にとれない	26.9	28.0	25.3	30.9	27.8
7 友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する	20.6	20.7	18.2	18.5	19.5
8 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ない	16.4	19.0	11.2	14.2	15.2
9 子どもとの接し方に自信が持てない	12.9	13.8	14.1	13.0	13.5
10 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がよくわからない	11.7	10.8	10.6	6.8	10.0
11 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など、まわりの見目が気になる	6.3	8.6	11.8	8.6	8.8
12 子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう	7.3	7.8	9.4	7.4	8.0
13 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	9.1	8.2	5.3	7.4	7.5
14 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない	7.5	7.3	7.6	6.8	7.3
15 話し相手や相談相手がいない	4.4	3.9	7.1	8.0	5.9
16 育児の方法がよくわからない	7.0	3.9	5.3	6.8	5.8
17 登園拒否、不登校などの問題について	3.7	4.7	3.5	4.3	4.1
18 その他	3.3	2.2	2.4	4.3	3.1
19 特にない	13.3	12.9	8.2	8.0	10.6
不明・無回答	1.2	0.0	0.6	0.6	0.6
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 特に不安に思っていることや悩んでいること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子育てによる身体の疲れが大きい	23.4	26.3	22.4	17.9	22.5
2 自分の自由な時間が持てない	40.5	42.7	32.4	36.4	38.0
3 子育てで出費がかさむ	34.7	35.3	35.3	25.9	32.8
4 負担に思うことは特にない	24.1	28.4	27.1	24.7	26.1
5 仕事が十分にできない	18.0	14.7	17.6	14.2	16.1
6 住居が狭い	16.4	13.4	10.6	18.5	14.7
7 夫婦で楽しむ時間が持てない	18.0	14.2	15.3	9.9	14.4
8 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	5.6	6.5	8.2	4.3	6.2
9 子どもが病気がちである	4.2	4.7	6.5	4.9	5.1
10 その他	3.3	3.4	5.3	5.6	4.4
不明・無回答	1.9	4.3	3.5	1.2	2.7
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 仕事と子育てを両立させる上で、大変だと感じること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 急な残業が入ってしまう	25.8	23.7	24.7	19.8	23.5
2 子どもと接する時間が少ない	34.4	34.9	38.2	42.0	37.4
3 自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない	40.5	40.1	34.7	29.6	36.2
4 職場の理解が得られない	10.1	12.9	11.2	7.4	10.4
5 家族の理解が得られない	3.7	7.8	8.2	4.3	6.0
6 子どもの他に面倒をみなければならぬ人がいる	0.7	2.2	1.2	1.9	1.5
7 子どもの面倒をみってくれる保育園などが見つからない	3.3	1.7	0.0	0.6	1.4
8 その他	7.0	6.5	4.7	8.6	6.7
不明・無回答	21.3	19.0	22.9	24.1	21.8
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子育てに関する情報の入手方法 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 親族(親、きょうだいなど)	69.1	69.8	78.8	69.8	71.9
2 隣近所の人、地域の知人、友人	73.1	69.0	74.1	67.9	71.0
3 保育所、幼稚園、学校	48.9	52.6	55.9	65.4	55.7
4 テレビ、ラジオ、新聞	37.9	40.5	40.6	40.1	39.8
5 子育て雑誌・育児書	38.9	37.5	44.7	35.8	39.2
6 市町の広報やパンフレット	30.7	29.3	14.1	31.5	26.4
7 子育てサークルの仲間	12.9	10.3	9.4	12.3	11.2
8 インターネット	11.2	9.5	10.0	9.3	10.0
9 市町役所や市町の機関	10.8	6.5	10.0	3.1	7.6
10 コミュニティ誌	2.1	2.6	1.8	2.5	2.3
11 その他	0.5	1.3	2.4	1.9	1.5
12 情報の入手先がない	0.9	0.9	0.6	0.6	0.8
13 情報の入手手段がわからない	1.9	3.4	1.2	3.1	2.4
不明・無回答	1.2	1.7	0.6	1.2	1.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



### 自主活動組織に対する考え (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない	50.6	49.6	—	—	50.1
2 自主活動組織があれば、参加したい	21.1	22.0	38.8	32.7	28.7
3 行政等が主催する子育てサークル活動等が十分に機能しているため、自主活動の必要はない	6.6	11.2	20.0	29.6	16.9
4 行政等が主催する子育てサークル活動等は十分ではないが、自主活動の必要はない(子育て支援は行政が対応すべき)	8.0	7.8	24.1	23.5	15.9
5 現在、自主的な活動に参加している	6.3	2.6	0.0	2.5	2.9
6 現在、活動している自主組織を知っている	0.9	1.3	1.2	0.0	0.9
7 早急に自主活動組織を立ち上げ、参加したい	0.5	0.9	1.8	0.0	0.8
不明・無回答	6.1	4.7	14.1	11.7	9.2
サンプル数 (% <sup>ペ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 自主活動にあたっての行政への支援 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 活動場所の提供(場所貸しなど)	62.6	61.3	67.6	61.4	63.2
2 活動資金助成	49.6	45.2	52.1	43.9	47.7
3 情報発信やPRなどに関する支援(掲示板の開放など)	49.6	45.2	49.3	42.1	46.6
4 活動時間中の保育サービス	44.7	41.9	43.7	22.8	38.3
5 その他	4.1	3.2	1.4	1.8	2.6
不明・無回答	6.5	8.1	5.6	7.0	6.8
サンプル数 (% <sup>ペ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 遊び場について日頃感じていること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 雨の日に遊び場がない	40.3	49.6	57.1	58.0	51.3
2 近くに遊び場がない	37.5	28.4	34.7	36.4	34.3
3 遊具などの種類が充実していない	31.4	34.5	25.3	34.0	31.3
4 遊び場に行っても同年齢位の遊び仲間がない	15.2	21.1	24.7	15.4	19.1
5 閑散としていて寂しい感じがする	17.1	19.4	17.6	17.3	17.9
6 思いきり遊ぶために十分な広さがない	14.8	17.7	16.5	16.0	16.3
7 遊び場周辺の道路が危険である	13.6	12.9	12.9	16.7	14.0
8 遊具などの施設が古くて危険である	8.7	6.9	14.7	10.5	10.2
9 不衛生である	9.6	10.3	11.2	4.3	8.9
10 遊び場・周辺の環境が悪く、安心して遊べない	10.5	6.0	7.1	8.6	8.1
11 緑などの自然が少ない	4.9	6.0	4.7	2.5	4.5
12 特に感じることはない	11.7	12.5	9.4	8.6	10.6
13 その他	5.2	4.7	1.8	3.1	3.7
不明・無回答	2.3	2.6	3.5	0.0	2.1
サンプル数 (% <sup>ペ</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子どもとの外出の際、困ること・困ったこと (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	28.1	36.2	35.3	38.9	34.6
2 小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	30.7	34.9	33.5	32.1	32.8
3 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	25.8	29.7	31.8	19.8	26.8
4 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	19.0	19.0	13.5	20.4	18.0
5 授乳する場所や必要な設備がないこと	11.0	16.4	22.4	19.1	17.2
6 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪に遭わないか心配	15.7	15.9	18.2	18.5	17.1
7 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること	24.4	17.2	11.2	13.0	16.5
8 歩道や信号のない通りが多く、安全に心配があること	14.5	13.8	15.3	17.9	15.4
9 緑や広い歩道が少ない等、街並みにゆとりと潤いがないこと	11.9	8.6	9.4	16.0	11.5
10 子どもに手をとられて困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと	10.8	11.6	9.4	9.9	10.4
11 周辺の人が子ども連れを迷惑そうにみること	4.9	8.2	4.7	6.8	6.2
12 特に困ること・困ったことはない	13.3	13.4	12.4	8.6	11.9
13 その他	2.6	3.0	0.6	1.9	2.0
不明・無回答	3.7	1.7	6.5	1.2	3.3
サンプル数 (% <sup>※</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### ファミリー・サポート・センター事業への会員登録の意向 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 したい	55.0	56.0	51.2	60.5	55.7
2 しない	41.5	40.1	48.8	37.0	41.9
不明・無回答	3.5	3.9	0.0	2.5	2.5
サンプル数 (% <sup>※</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### ファミリー・サポート・センター事業で希望するもの (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 保護者の病気などの際の預かり	72.8	73.1	48.3	65.3	64.9
2 用事などで一時的に外出する場合の預かり	59.6	72.3	62.1	59.2	63.3
3 保育所や放課後児童クラブなどの開始前・終了後の預かり(送迎を含む)	49.8	47.7	51.7	35.7	46.2
4 急な残業の時の預かり	40.4	33.8	34.5	39.8	37.1
5 その他	1.3	3.1	1.1	1.0	1.6
6 特にサービスを利用する希望はない	1.3	1.5	4.6	4.1	2.9
不明・無回答	3.8	2.3	2.3	2.0	2.6
サンプル数 (% <sup>※</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

子育て支援の充実に向けた要望 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	71.2	68.5	67.6	59.9	66.8
2 保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	71.9	63.4	67.1	61.7	66.0
3 安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	47.1	55.6	54.1	49.4	51.6
4 児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	33.5	37.9	42.4	53.1	41.7
5 専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	27.6	28.0	27.1	22.2	26.2
6 残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	27.6	23.7	25.9	12.3	22.4
7 子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい	16.2	18.1	28.2	14.8	19.3
8 子育てについて学べる機会を増やして欲しい	12.6	8.6	19.4	14.8	13.9
9 保育所を増やして欲しい	20.6	9.1	12.9	2.5	11.3
10 幼稚園を増やして欲しい	8.9	6.9	15.9	4.3	9.0
11 多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮が欲しい	8.2	9.9	7.6	7.4	8.3
12 その他	5.4	3.9	4.7	2.5	4.1
不明・無回答	2.8	2.6	5.9	3.1	3.6
サンプル数 (% <sup>^</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## 小学校児童

### 学年（数量）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 1年生	18.8	18.0	10.9	14.8	15.6
2 2年生	15.5	15.2	15.1	17.8	15.9
3 3年生	18.1	16.1	18.0	19.1	17.8
4 4年生	18.1	19.4	18.3	16.1	18.0
5 5年生	15.9	18.0	17.4	15.7	16.7
6 6年生	13.5	13.4	20.3	16.5	15.9
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サンプル数（%ベース）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
【回答者数・世帯数】	414人	217人	350人	236人	

172世帯

### 同居人（MA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 母親	97.1	95.9	96.3	97.7	96.8
2 父親	88.9	89.4	91.8	86.0	89.0
3 兄弟姉妹	88.2	84.8	80.2	—	84.4
4 祖母	23.4	29.5	38.3	38.4	32.4
5 祖父	17.9	20.7	31.7	24.4	23.7
6 その他	4.3	4.6	4.1	12.8	6.5
不明・無回答	1.7	3.2	0.4	0.6	1.5
サンプル数（%ベース）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 主な世話人（SA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 主に母親	93.7	93.1	95.1	95.9	94.5
2 主に祖父母	4.1	3.7	3.3	3.5	3.7
3 主に父親	1.2	0.9	0.8	0.6	0.9
4 その他	0.0	0.9	0.4	0.0	0.3
不明・無回答	1.0	1.4	0.4	0.0	0.7
サンプル数（%ベース）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 平日の放課後児童クラブ利用意向（SA）

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 週4日以上利用したい	16.7	13.8	14.4	19.1	16.0
2 週1～3日利用したい	13.8	12.0	16.0	8.1	12.5
3 利用希望はない	69.3	73.7	68.7	72.9	71.1
不明・無回答	0.2	0.5	0.8	0.0	0.4
サンプル数（%ベース）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

平日に放課後児童クラブへ預けたい理由 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 現在就労している	77.8	82.1	66.2	73.2	74.8
2 そのうち就労したいと考えている	11.1	8.9	13.5	5.4	9.7
3 就労していないが、利用したい	4.0	1.8	5.4	5.4	4.2
4 就労予定がある	0.8	3.6	4.1	5.4	3.5
5 家族・親族などを介護しないとイケない	3.2	1.8	5.4	0.0	2.6
6 病気や障害を持っている	0.8	0.0	0.0	1.8	0.7
7 学生である・就学したい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8 その他	0.0	1.8	2.7	5.4	2.5
不明・無回答	2.4	0.0	2.7	3.6	2.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

土曜日の放課後児童クラブ利用意向 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 ほぼ毎週利用したい	6.3	11.5	7.0	7.6	8.1
2 月1～2日利用したい	12.3	7.4	16.9	7.2	11.0
3 利用希望はない	81.4	81.1	75.3	84.7	80.6
不明・無回答	0.0	0.0	0.8	0.4	0.3
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

保護者の用事などで、泊りがけで家族以外に預けなければならないことがあったか(過去1年) (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 あった	24.6	19.4	18.1	14.0	19.0
2 なかった	74.6	80.6	81.9	84.9	80.5
不明・無回答	0.7	0.0	0.0	1.2	0.5
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

現在の放課後児童クラブ利用の有無 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 利用している	13.8	16.6	—	23.8	18.1
2 利用していない	85.7	83.4	—	76.2	81.8
不明・無回答	0.5	0.0	—	0.0	0.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	—	100.0	100.0

### 放課後児童クラブへの要望 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 利用できる学年を延長してほしい	57.9	52.8	—	58.5	56.4
2 利用時間を延長してほしい	42.1	41.7	—	39.0	40.9
3 施設設備を改善してほしい	24.6	25.0	—	26.8	25.5
4 現在のままでよい	10.5	19.4	—	24.4	18.1
5 日曜・祝日も開いてほしい	12.3	25.0	—	14.6	17.3
6 指導内容を工夫してほしい	26.3	8.3	—	7.3	14.0
7 その他	0.0	5.6	—	2.4	2.7
不明・無回答	5.3	2.8	—	2.4	3.5
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	—	100.0	100.0

### 放課後児童クラブの利用対象者について延長してほしい学年 (数量)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 4	53.3	14.3	—	14.3	27.3
2 5	6.7	0.0	—	19.0	8.6
3 6	40.0	28.6	—	66.7	45.1
不明・無回答	0.0	57.1	—	0.0	19.0
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	—	100.0	100.0

### 母 現在の気持ちや体の調子 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 心身とも快調	65.5	69.1	67.1	64.5	66.6
2 体の調子は良いが、精神的に不調	10.6	8.3	9.1	9.9	9.5
3 精神的には良いが、体が不調	5.1	4.6	5.8	4.1	4.9
4 心身とも不調	6.0	5.1	3.7	0.6	3.9
5 なんとも言えない	9.2	11.5	10.7	13.4	11.2
不明・無回答	3.6	1.4	3.7	7.6	4.1
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 父 現在の気持ちや体の調子 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 心身とも快調	65.2	67.7	75.7	64.5	68.3
2 体の調子は良いが、精神的に不調	6.8	4.1	4.1	5.2	5.1
3 精神的には良いが、体が不調	3.4	6.5	2.9	2.3	3.8
4 心身とも不調	3.9	3.2	4.9	1.2	3.3
5 なんとも言えない	10.4	9.2	2.9	11.0	8.4
不明・無回答	10.4	9.2	9.5	15.7	11.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 虐待しているのではないかと思うこと (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	17.6	16.1	12.8	17.4	16.0
2 いいえ	70.8	75.1	74.5	66.3	71.7
3 なんとも言えない	8.7	7.4	8.2	11.6	9.0
不明・無回答	2.9	1.4	4.5	4.7	3.4
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 (虐待しているのではないかと思う人) それほどのようなことか (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 感情的な言葉	82.2	77.1	80.6	83.3	80.8
2 たたくなど	35.6	22.9	32.3	26.7	29.4
3 しつけのし過ぎ	17.8	2.9	12.9	6.7	10.1
4 食事を長時間与えないなどの制限や放置	1.4	0.0	0.0	0.0	0.4
5 その他	1.4	0.0	3.2	3.3	2.0
不明・無回答	1.4	8.6	6.5	0.0	4.1
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 虐待しているのではないかと思うこと (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	3.9	3.7	4.9	7.0	4.9
2 いいえ	78.7	81.1	80.7	70.9	77.9
3 なんとも言えない	6.0	5.5	5.8	6.4	5.9
不明・無回答	11.4	9.7	8.6	15.7	11.4
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 (虐待しているのではないかと思う人) それほどのようなことか (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 感情的な言葉	75.0	50.0	75.0	75.0	68.8
2 たたくなど	31.3	62.5	25.0	16.7	33.9
3 しつけのし過ぎ	12.5	12.5	8.3	8.3	10.4
4 食事を長時間与えないなどの制限や放置	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5 その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	6.3	0.0	16.7	8.3	7.8
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 お子さんによく話をするか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	88.2	88.0	88.1	86.0	87.6
2 いいえ	1.0	0.9	2.1	0.6	1.2
3 なんとも言えない	7.2	8.3	4.5	7.0	6.8
不明・無回答	3.6	2.8	5.3	6.4	4.5
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 お子さんによく話をするか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	68.6	70.5	69.5	64.0	68.2
2 いいえ	6.0	4.6	4.5	3.5	4.7
3 なんとも言えない	13.8	15.2	16.5	15.1	15.2
不明・無回答	11.6	9.7	9.5	17.4	12.1
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

母 お子さんとよく遊ぶか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	54.1	54.8	46.9	51.2	51.8
2 いいえ	11.6	11.5	9.1	12.8	11.3
3 なんとも言えない	30.4	30.4	38.7	29.7	32.3
不明・無回答	3.9	3.2	5.3	6.4	4.7
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

父 お子さんとよく遊ぶか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	52.9	49.8	44.4	43.6	47.7
2 いいえ	12.1	11.1	14.0	10.5	11.9
3 なんとも言えない	23.4	30.0	32.1	29.7	28.8
不明・無回答	11.6	9.2	9.5	16.3	11.7
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

お子さんは1日に1回は家族と一緒に食事をしているか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 ほぼ毎日	93.5	90.3	93.4	93.6	92.7
2 週に4、5日は一緒に食べる	3.6	6.0	2.1	0.6	3.1
3 週に2、3日程度	1.4	3.2	3.3	4.1	3.0
4 週に1日程度	0.5	0.0	0.8	0.6	0.5
5 ほとんど食べない	0.0	0.5	0.0	0.6	0.3
不明・無回答	1.0	0.0	0.4	0.6	0.5
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

朝食のとり方 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 毎日食べる	91.5	92.6	94.7	89.5	92.1
2 週に1～2回ぬく	6.0	5.1	4.1	5.8	5.3
3 週に3～4回ぬく	0.2	0.0	0.0	0.6	0.2
4 週に1～2回しか食べない	0.2	0.5	0.0	1.7	0.6
5 ほとんど食べない	1.2	1.8	0.8	1.2	1.3
不明・無回答	0.7	0.0	0.4	1.2	0.6
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

かかりつけ医師の有無 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 はい	82.6	88.0	81.9	83.7	84.1
2 いいえ	10.1	3.7	9.9	5.2	7.2
3 なんとも言えない	6.0	8.3	7.8	10.5	8.2
不明・無回答	1.2	0.0	0.4	0.6	0.6
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず、困ったことがあるか (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 困ったことがある	27.3	30.4	30.0	19.8	26.9
2 困ったことはない	72.0	69.6	69.5	80.2	72.8
不明・無回答	0.7	0.0	0.4	0.0	0.3
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



### 子育てに関する不安感や負担感 (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 非常に不安や負担感を感じる	7.0	3.7	4.9	9.3	6.2
2 なんとなく不安や負担を感じる	39.1	45.2	40.3	38.4	40.8
3 あまり不安や負担などは感じない	37.9	34.1	33.3	37.8	35.8
4 全く感じない	6.0	6.9	7.0	6.4	6.6
5 なんともしえない	8.2	9.2	13.2	6.4	9.3
不明・無回答	1.7	0.9	1.2	1.7	1.4
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 子育てに関して、日常悩んでいることまたは気になること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子どもの教育に関すること	41.1	33.6	42.8	38.4	39.0
2 友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	29.2	27.6	30.0	32.0	29.7
3 子どもを叱りすぎているような気がする	29.7	26.3	19.3	29.1	26.1
4 子どもとの時間を十分にとれないこと	24.4	23.0	23.9	27.3	24.7
5 病気や発育・発達に関すること	22.2	18.4	21.0	19.8	20.4
6 食事や栄養に関すること	21.3	18.9	19.8	19.8	20.0
7 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	17.4	11.1	15.2	20.3	16.0
8 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと	10.1	11.5	8.2	10.5	10.1
9 子どもとの接し方に自信が持てないこと	9.9	7.8	10.3	11.0	9.8
10 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	7.7	6.9	7.0	5.8	6.9
11 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など、まわりの見る目が気になること	6.0	5.5	4.9	5.8	5.6
12 話し相手や相談相手がいないこと	4.8	3.7	4.1	5.8	4.6
13 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	4.1	4.6	3.7	5.2	4.4
14 子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	4.1	3.7	4.5	5.2	4.4
15 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がよくわからないこと	5.1	4.1	3.7	4.1	4.3
16 登園拒否、不登校などの問題について	2.4	4.6	2.5	7.0	4.1
17 育児の方法がよくわからないこと	3.6	1.8	3.7	1.2	2.6
18 その他	2.9	5.5	0.8	4.1	3.3
19 特になし	17.1	13.8	14.0	16.9	15.5
不明・無回答	2.9	1.8	2.9	1.2	2.2
サンプル数 (% <sup>+</sup> -ス)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

特に不安に思っていることや悩んでいること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子育てで出費がかさむ	43.5	39.2	42.8	39.0	41.1
2 自分の自由な時間が持てない	19.8	14.3	20.2	18.6	18.2
3 住居が狭い	16.7	14.3	10.7	17.4	14.8
4 仕事が十分にできない	13.0	7.4	13.2	8.7	10.6
5 子育てによる身体の疲れが大きい	12.1	7.4	9.5	9.9	9.7
6 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	5.6	5.1	5.3	5.2	5.3
7 夫婦で楽しむ時間が持てない	4.3	4.6	7.8	3.5	5.1
8 子どもが病気がちである	2.7	4.1	2.1	2.9	3.0
9 その他	4.1	7.8	2.9	2.9	4.4
10 負担に思うことは特にはない	32.4	38.2	35.4	33.1	34.8
不明・無回答	4.1	1.8	4.1	5.2	3.8
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

仕事と子育てを両立させる上で、大変だと感じること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない	36.2	32.7	38.3	31.4	34.7
2 子どもと接する時間が少ない	31.6	32.3	30.0	36.0	32.5
3 急な残業が入ってしまう	19.8	18.0	18.1	19.8	18.9
4 職場の理解が得られない	9.2	6.9	4.1	6.4	6.7
5 家族の理解が得られない	6.3	5.5	6.2	4.7	5.7
6 子どもの他に面倒をみなければならぬ人がある	3.6	3.7	6.2	2.9	4.1
7 子どもの面倒をみてくれる保育園などが見つからない	1.0	0.5	0.8	0.0	0.6
8 その他	7.5	10.1	7.0	9.9	8.6
不明・無回答	24.6	25.8	22.2	21.5	23.5
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

子育てに関する情報の入手方法 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 隣近所の人、地域の知人、友人	75.6	71.9	74.1	69.8	72.9
2 親族(親、きょうだいなど)	65.7	71.0	72.0	66.9	68.9
3 保育所、幼稚園、学校	55.1	61.3	59.7	56.4	58.1
4 テレビ、ラジオ、新聞	44.4	42.4	47.3	40.1	43.6
5 市町の広報やパンフレット	33.3	29.5	19.3	23.3	26.4
6 子育て雑誌・育児書子育て雑誌・育児書	18.4	24.4	21.0	20.3	21.0
7 市町役所や市町の機関	13.0	12.9	11.5	3.5	10.2
8 インターネット	7.7	7.8	6.6	4.7	6.7
9 子育てサークルの仲間	4.8	3.7	4.1	2.9	3.9
10 コミュニティ誌	3.6	3.2	2.9	3.5	3.3
11 その他	0.2	0.9	0.4	1.2	0.7
12 情報の入手先がない	1.7	0.5	1.6	0.6	1.1
13 情報の入手手段がわからない	2.2	2.8	1.2	1.7	2.0
不明・無回答	1.9	0.9	2.5	2.3	1.9
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 自主活動組織に対する考え (SA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない	55.6	42.4	—	—	49.0
2 自主活動組織があれば、参加したい	18.4	23.5	28.4	26.2	24.1
3 行政等が主催する子育てサークル活動等は十分ではないが、自主活動の必要はない(子育て支援は行政がすべき)	7.2	10.6	28.4	24.4	17.7
4 行政等が主催する子育てサークル活動等が十分に機能しているため、自主活動の必要はない	6.0	12.0	18.5	19.8	14.1
5 現在、自主的な活動に参加している	4.3	0.9	2.5	5.2	3.2
6 現在、活動している自主組織を知っている	2.9	2.3	0.8	—	2.0
7 早急に自主活動組織を立ち上げ、参加したい	0.5	0.5	2.5	1.2	1.2
不明・無回答	5.1	7.8	18.9	23.3	13.8
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 自主活動にあたっての行政への支援 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 活動場所の提供(場所貸しなど)	68.5	76.3	67.5	55.4	66.9
2 活動資金助成	62.0	71.2	51.8	53.6	59.7
3 情報発信やPRなどに関する支援(掲示板の開放など)	46.3	50.8	44.6	50.0	47.9
4 活動時間中の保育サービス	31.5	35.6	43.4	14.3	31.2
5 その他	1.9	1.7	4.8	0.0	2.1
不明・無回答	4.6	0.0	9.6	8.9	5.8
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 遊び場について日頃感じていること (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 雨の日に遊び場がない	47.8	57.6	55.1	56.4	54.2
2 近くに遊び場がない	34.5	28.1	36.2	32.6	32.9
3 遊具などの種類が充実していない	22.7	27.6	27.6	30.8	27.2
4 思いきり遊ぶために十分な広さがない	28.5	20.7	26.3	26.7	25.6
5 遊び場周辺の道路が危険である	20.5	10.1	12.3	15.1	14.5
6 閑散としていて寂しい感じがする	13.0	16.6	17.7	10.5	14.5
7 遊び場に行っても同年齢位の遊び仲間がいない	10.9	14.3	13.6	12.8	12.9
8 遊び場・周辺の環境が悪く、安心して遊べない	17.1	10.6	8.2	6.4	10.6
9 遊具などの設備が古くて危険である	8.9	6.9	11.5	10.5	9.5
10 緑などの自然が少ない	7.2	5.5	3.3	2.9	4.7
11 不衛生である	5.1	5.5	2.9	3.5	4.3
12 特に感じることはない	10.9	13.4	11.1	10.5	11.5
13 その他	3.6	3.7	4.1	4.7	4.0
不明・無回答	1.9	0.5	2.1	1.7	1.6
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

子どもとの外出の際、困ること・困ったこと (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪に遭わないか心配	39.1	36.4	39.5	33.1	37.0
2 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと	22.2	21.2	27.6	20.9	23.0
3 歩道や信号のない通りが多く、安全に心配があること	23.9	21.2	20.2	20.9	21.6
4 緑や広い歩道が少ない等、街並みにゆとりと潤いがないこと	13.5	16.6	13.2	20.3	15.9
5 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること	21.0	13.4	9.9	9.3	13.4
6 小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと	14.7	9.7	14.4	12.2	12.8
7 トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと	9.2	10.1	11.1	8.1	9.6
8 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと	9.4	9.2	7.8	9.3	8.9
9 授乳する場所や必要な設備がないこと	5.6	6.0	3.7	9.9	6.3
10 子どもに手をとられて困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと	5.8	3.7	9.5	2.3	5.3
11 周辺の人が子ども連れを迷惑そうにみること	3.9	4.1	3.3	5.8	4.3
12 特に困ること・困ったことはない	21.0	25.3	24.7	20.3	22.8
13 その他	2.9	1.4	2.5	1.7	2.1
不明・無回答	2.9	1.8	4.9	5.2	3.7
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身近な地域での子ども同士の交流の場への希望 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場	58.0	62.7	67.1	59.3	61.8
2 子どもが土日に活動できたり遊べる場	58.0	61.3	58.0	62.2	59.9
3 子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場	34.8	38.2	43.2	36.0	38.1
4 子ども自身が悩みを相談できる場	19.8	29.5	27.2	20.9	24.4
5 その他	2.4	0.9	2.9	1.7	2.0
不明・無回答	1.4	0.9	2.5	1.7	1.6
サンプル数 (% <sup>+</sup> -入)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### お子さんがよく利用する公共施設 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 公園	47.6	47.5	28.8	37.8	40.4
2 図書館	32.4	48.8	8.6	41.9	32.9
3 児童館	21.7	17.5	42.0	42.4	30.9
4 体育施設(プールも含む)	24.2	30.4	25.9	16.9	24.4
5 子どもの国	24.2	—	—	—	24.2
6 いずれも利用しない	13.5	11.1	28.0	15.1	16.9
7 公民館	9.9	15.2	11.5	8.1	11.2
8 その他	3.9	3.7	4.5	4.1	4.1
不明・無回答	0.5	1.4	0.8	1.7	1.1
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

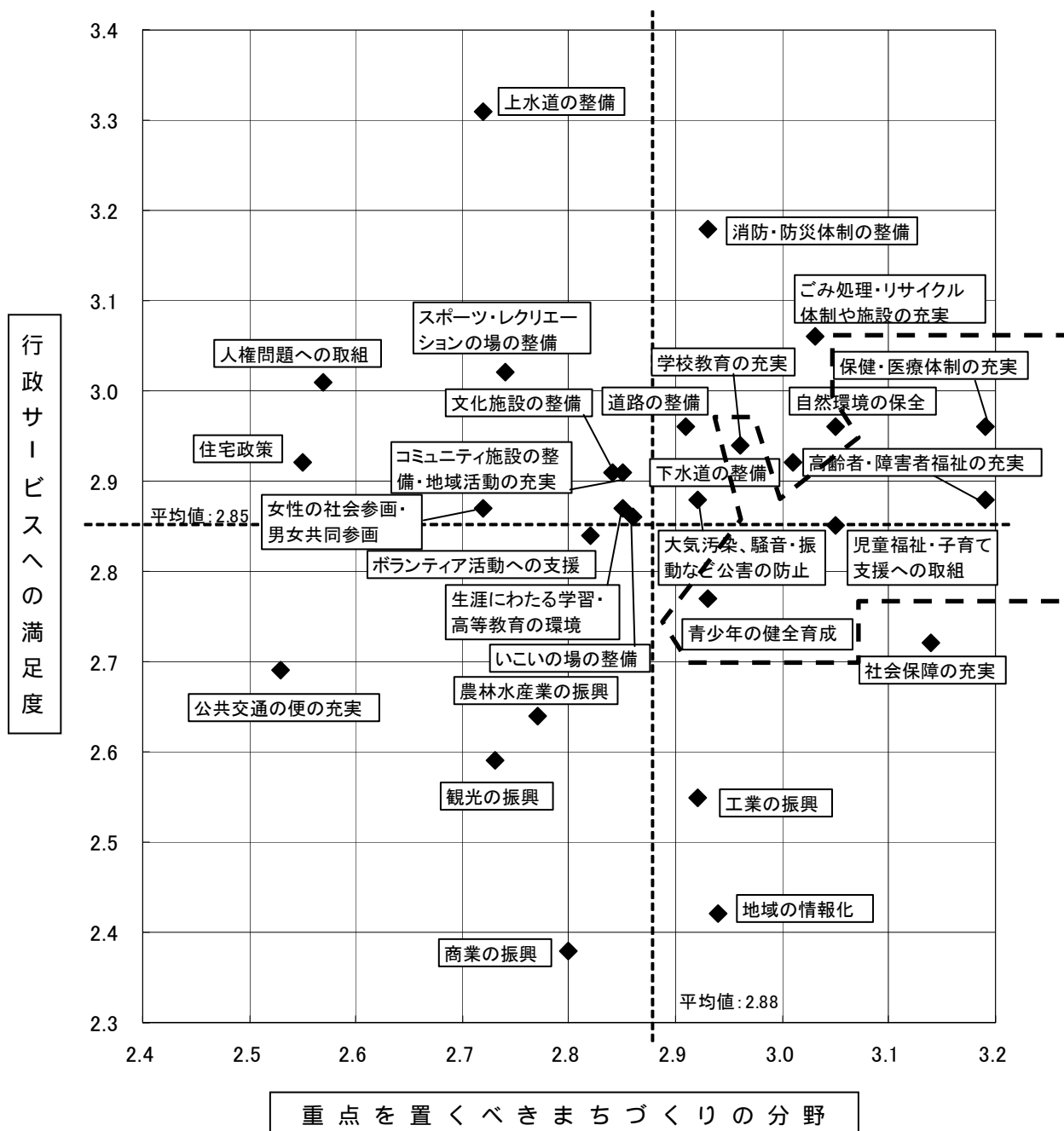
### 子育て支援の充実に向けた要望 (MA)

カテゴリ	旧西条市	旧東予市	旧丹原町	旧小松町	全体
1 子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	53.6	49.3	47.3	48.3	49.6
2 安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	42.0	48.8	53.1	40.1	46.0
3 児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	30.0	39.2	41.2	60.5	42.7
4 保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	38.9	23.5	28.0	27.9	29.6
5 子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい	15.2	18.4	23.5	18.6	18.9
6 残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	21.3	20.3	13.2	14.0	17.2
7 専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	18.6	14.7	14.8	16.9	16.3
8 子育てについて学べる機会を増やして欲しい	10.6	13.4	11.5	12.8	12.1
9 多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮が欲しい	8.0	4.1	4.1	9.9	6.5
10 幼稚園を増やして欲しい	5.1	2.8	5.3	0.6	3.5
11 保育所を増やして欲しい	6.5	2.3	2.5	0.6	3.0
12 その他	1.9	2.8	2.1	7.0	3.5
不明・無回答	8.2	9.7	9.9	5.8	8.4
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## 各行政サービスの満足度と今後の重要度との関係についての見解

(主として今回の計画に関する部分)

- ・上に位置するほど「現在の満足度」が高く、右に行くほど「今後重点を置くべき」、ということになる。



西条市・東予市・丹原町・小松町の合併に関する意向調査（最終集計）結果報告書（平成15年2月）をもとに作成

子育てに関する満足度は平均値程度で、今後の重要度は高めです。また、保健・医療体制の充実を求める声がとても高くなっており、重要な課題といえます。一方、青少年の健全育成への満足度が低いのが特徴とみられます。

西条市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

(西条地域)

	氏 名	所 属	備 考
1	福家 良弘	旧西条市保育協議会	旧西条市協議会会長
2	飯尾 慈章	旧西条市私立幼稚園協会	
3	四之宮 史子	育児サークル	
4	藤田 尚美	旧西条市ともしび母親クラブ	
5	高橋 美奈子	旧西条市青少年健全育成協議会	
6	組橋 いずみ	旧西条市PTA連合会(小学校)	
7	内田 由美	旧西条市PTA連合会(中学校)	
8	佐竹 稔勝	旧西条市小中学校校長会	
9	広瀬 浩美	西条中央保健所健康増進課	
10	宮島 一郎	西条市医師会(小児科医)	
11	秋山 桂子	旧西条市健康づくり地区推進員連絡協議会	旧西条市協議会副会長
12	鈴木 優子	旧西条市主任児童委員部会	
13	佐々木 美智子	旧西条市母子寡婦福祉連合会	
14	青木 知子	国際ソロプチミスト西条クラブ	
15	山田 亨	西条商工会議所(青年部)	
16	藤野 潤	西条地域労働者福祉協議会	

計 16 名 (順不同、敬称略)

(東予地域)

	氏 名	所 属	備 考
1	松岡 亮道	愛媛県保育協議会 旧周桑郡東予市支部	旧東予市協議会会長
2	桧垣 みゆき	旧東予市地域活動連絡協議会	
3	山内 直美	旧東予市・周桑公立幼稚園 P T A 連合会	
4	角南 光佐恵	旧東予市 P T A 連合会(小学校)	旧東予市協議会副会長
5	村上 明隆	旧東予市 P T A 連合会(中学校)	
6	伊藤 和夫	旧東予市小中学校校長会	
7	福崎 良	周桑医師会(小児科医)	
8	菅 艶子	旧東予市主任児童委員部会	
9	秋川 賢一	東予青年会議所	
10	高須賀 恒美	旧東予市愛護班連絡協議会	
11	山内 サダ子	旧東予市連合婦人会	
12	渡辺 良一	旧東予市連合自治会	

計 12 名 (順不同、敬称略)



## (丹原地域)

	氏 名	所 属	備 考
1	越智 久夫	中川さくら保育園(園長)	旧丹原町協議会副会長
2	井下 ひとみ	丹原保育所母親クラブ	
3	大澤 里香	西山学園幼稚園(教諭)	
4	寺町 美鈴	西山学園幼稚園母親クラブ	
5	佐伯 久恵	旧丹原町保健センター(保健師)	
6	日野 彦文	主任児童委員	旧丹原町協議会会長
7	岡田 文雄	旧丹原町小中学校校長会	

計7名(順不同、敬称略)

## (小松地域)

	氏 名	所 属	備 考
1	一色 由美子	石根保育所(所長)	旧小松町協議会会長
2	三原 さやか	小松東保育所母親クラブ	
3	日野 公実子	小松幼稚園(園長)	
4	秋山 典子	小松幼稚園保護者会	
5	合田 かすみ	旧小松町保健センター(保健師)	旧小松町協議会副会長
6	渡部 佳奈子	旧小松町小中学校校長会	
7	西山 七奈美	旧小松町子育て支援センター	
8	織田 敦子	主任児童委員	

計8名(順不同、敬称略)

総数43名

## 西条市次世代育成支援対策推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、次世代育成支援対策推進行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

### (次世代育成支援対策推進協議会)

第3条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、西条市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、西条市次世代育成支援対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

- 2 推進協議会の委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 推進協議会の役員は、次のとおりとする。
  - (1) 委員の互選により、会長1人、副会長1人を選任する。
  - (2) 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 推進協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会長は、会議で検討された事項のうち必要な事項について市長に報告する。
- 9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は推進協議会において定める。

### (次世代育成支援対策推進庁内連絡会議)

第4条 市長は、子育て支援等の次世代育成支援対策を推進するため、関係部署の職員を主体とした次世代育成支援対策推進庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 次世代育成支援対策推進行動計画の策定に際し、素案を検討する。

(2) 次世代育成支援の推進のため、時代に即応した適切な施策を実施する。

3 連絡会議は、関係部署の職員を主体としたメンバーで構成し、おおむね10人とする。

4 会議は、原則として執務時間内に行う。

(事務局)

第5条 推進協議会と連絡会議の庶務は、保健福祉部女性児童福祉課において行う。

(次世代育成支援対策推進行動計画の策定)

第6条 市長は、次世代育成支援対策推進法の基本理念に則り、地域における子育て、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立等について、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した次世代育成支援対策推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、推進協議会の意見を聴取し、市民等の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、市民及び事業者等に周知し、理解と協力を促すものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(実施状況の報告)

第7条 市長は、施策の実施状況等を必要に応じて推進協議会に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

(平成16年度における特例)

2 平成16年度に限り、第3条の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の規定の適用については、同項中「西条市次世代育成支援対策推進協議会」とあるのは、「合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の区域ごとに次世代育成支援対策推進協議会」とする。

(2) 第3条第4項の規定の適用については、同項中「2年とする。ただし、再任を妨げない。」とあるのは、「平成17年3月31日までとする。」とする。

# 次世代育成支援対策推進法

## 目次

### 第一章 総則（第一条 - 第六条）

### 第二章 行動計画

#### 第一節 行動計画策定指針（第七条）

#### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条 - 第十一条）

#### 第三節 一般事業主行動計画（第十二条 - 第十八条）

#### 第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

### 第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

### 第五章 罰則（第二十四条 - 第二十七条）

### 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

### （基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

( 都道府県の助言等 )

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

( 市町村及び都道府県に対する国の援助 )

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

( 一般事業主行動計画の策定等 )

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

( 基準に適合する一般事業主の認定 )

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項



の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第四章 雑則

（主務大臣）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

( 権限の委任 )

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

## 第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

西条市次世代育成支援対策推進行動計画  
子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して  
発行：西条市  
発行年月：平成 17 年 3 月